

令和3年度

京都府商工労働観光部の概要

京都府商工労働観光部

I 商工労働観光行政の執行体制

1 商工労働観光部の組織

【知事部局】

〈本庁〉 (〒602-8570) 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

[商工労働観光部]

産業労働総務課	総務係	(075-414-4818)
	経理係	(075-414-4817)
	企画調整係	(075-414-4819)

中小企業総合支援課	金融・経営支援係	(075-414-4826)
	商業支援係	(075-414-4826)

〈中小企業応援センター〉(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地(京都経済センター3階)
(075-366-4357)

〈商店街創生センター〉(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地(京都経済センター3階)
(075-342-0303)

ものづくり振興課	中小企業育成係	(075-414-5103)
	地域産業戦略係	(075-414-4852)
	特区・イノベーション推進係	(075-414-4849)
	スタートアップ支援係	(075-414-5103)

染織・工芸課	染織係	(075-414-4856)
	工芸係	(075-414-4869)
	産地再構築推進係	(075-414-4856)

産業立地課	調整係	(075-414-4848)
	産業立地係	(075-414-4848)

経済交流課	港湾経済係	(075-414-4844)
	海外ビジネス支援係	(075-414-4840)
	京都舞鶴港振興係	(0773-75-1317)

〈京都海外ビジネスセンター〉(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地(京都経済センター3階)
(075-366-4364)

文化学術研究都市推進課	計画推進係	(075-414-5194)
	景観・整備係	(075-414-5196)

雇用推進室	雇用推進係	(075-682-8912)
	ダイバーシティ雇用推進係	(075-682-8918)
	北部ジョブパーク係	(0773-22-3857)

(〒601-8047) 京都市南区東九条下殿田町70(京都テルサ内)
(北京都ジョブパーク)(〒620-0045)福知山市駅前町400(市民交流プラザふくちやま内)

労働政策課	雇用企画係	(075-414-5085)
	労働企画係	(075-414-5088)

人材育成課	訓練開発企画係	(075-414-4872)
	職業訓練推進係	(075-414-5101)

観光室	観光企画係	(075-414-4854)
	観光基盤推進係	(075-414-4854)
	地域観光振興係	(075-414-4841)
	広域観光推進係	(075-414-4879)

<地域機関>

京都府計量検定所	(〒602-0918)	京都市上京区室町通中立売上ル薬屋町431 (075-441-8335)
指導課		

京都府中小企業技術センター	(〒600-8813)	京都市下京区中堂寺南町134 (075-315-2811(代))
総務課		
企画連携課		
基盤技術課		
応用技術課		
中丹技術支援室	(〒623-0011)	綾部市青野町西馬場下33-1 (北部産業創造センター) (0773-43-4340(代))
けいはんな分室	(〒619-0225) (〒619-0238)	木津川市木津川台9丁目6 相楽郡精華町精華台7丁目5番地1 けいはんなオープンノベーションセンター(KICK)内 (0774-95-5050)

京都府織物・機械金属振興センター	(〒627-0004)	京丹後市峰山町荒山225 (丹後・知恵のものづくりパーク内) (0772-62-7400(代))
企画連携課		
技術支援課		

京都府立京都高等技術専門校

(〒612-8416) 京都市伏見区竹田流池町121-3
(075-642-4451代)

庶務課

訓練企画課

施設内訓練課

京都府立陶工高等技術専門校

(〒605-0924) 京都市東山区今熊野阿弥陀ヶ峰町17-2
(075-561-2943代)

訓練課

京都府立福知山高等技術専門校

(〒620-0813) 福知山市南平野町90
(0773-27-6212代)

訓練企画課

施設内訓練課

障害者訓練課

京都府立京都障害者高等技術専門校

(〒612-8416) 京都市伏見区竹田流池町121-3
(075-642-1510代)

訓練企画課

施設内訓練課

(分校)

京都府立城陽障害者高等技術専門校

(〒610-0113) 城陽市中芦原59
(0774-54-3600代)

[商工労働観光部及び建設交通部の共管組織]

港湾局

(〒624-0945) 舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル7階

港湾企画課

調整係 (0773-75-0192)
計画係 (0773-75-0192)

港湾施設課

管理係 (0773-75-1174)
建設係 (0773-75-1174)

<行政委員会>

労働委員会

(〒602-8054) 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町
104-2 京都府庁西別館内

事務局

総務調整課

総務係 (075-414-5732)
調整係 (075-414-5733)

審査課

審査係 (075-414-5735)

<その他>

観光戦略総合推進本部

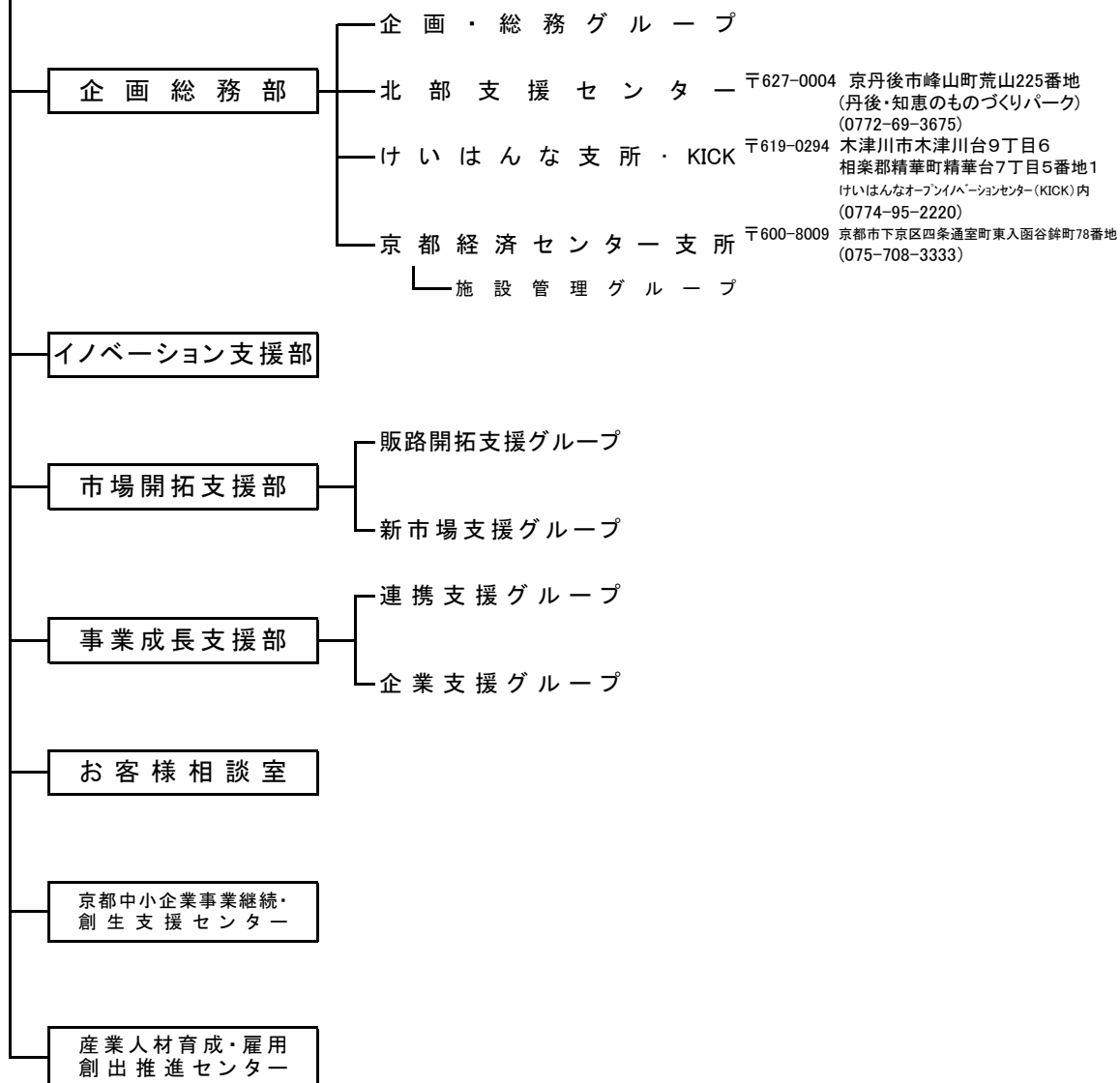
本 部 会 議			
本 部 長	知事		
副 本 部 長	山下副知事、舟本副知事		
コ ア メ ン バ ー	企画理事兼商工労働観光部長、企画調整理事(政策企画部)、文化スポーツ部長、農林水産部長、建設交通部長、教育庁教育次長		
支 援 メ ン バ ー	知事室長、危機管理部長、総務部長、政策企画部長、府民環境部長、健康福祉部長		
地 域 メ ン バ ー (事 務 局 長)	各広域振興局長 (観光政策監)		
<table border="1"> <tr> <td> <p>もうひとつの京都プロジェクトチーム</p> <p>リーダー: 舟本副知事 事務局長: 企画調整理事(政策企画部) 構成員: 関係部局副部長 事務局: 企画参事</p> </td> <td> <p>幹 事 会 議</p> <p>幹事長: 観光政策監 幹事: 関係課長 事務局: 観光室</p> </td> </tr> </table>		<p>もうひとつの京都プロジェクトチーム</p> <p>リーダー: 舟本副知事 事務局長: 企画調整理事(政策企画部) 構成員: 関係部局副部長 事務局: 企画参事</p>	<p>幹 事 会 議</p> <p>幹事長: 観光政策監 幹事: 関係課長 事務局: 観光室</p>
<p>もうひとつの京都プロジェクトチーム</p> <p>リーダー: 舟本副知事 事務局長: 企画調整理事(政策企画部) 構成員: 関係部局副部長 事務局: 企画参事</p>	<p>幹 事 会 議</p> <p>幹事長: 観光政策監 幹事: 関係課長 事務局: 観光室</p>		

子育て環境日本一推進本部

本 部 会 議		
本 部 長	知事	
副 本 部 長	山下副知事	
本 部 員	企画理事兼商工労働観光部長、各広域振興局長、総務部長、政策企画部長、府民環境部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、建設交通部長、教育長、警察本部長	
<table border="1"> <tr> <td> <p>幹 事 会 議</p> <p>幹事長: 総合政策課長 幹事: 関係課長、各広域振興局地域連携・振興部長、各保健所長 事務局: 総合政策課</p> </td> </tr> </table>		<p>幹 事 会 議</p> <p>幹事長: 総合政策課長 幹事: 関係課長、各広域振興局地域連携・振興部長、各保健所長 事務局: 総合政策課</p>
<p>幹 事 会 議</p> <p>幹事長: 総合政策課長 幹事: 関係課長、各広域振興局地域連携・振興部長、各保健所長 事務局: 総合政策課</p>		

公益財団法人京都産業21

(〒600-8813) 京都市下京区中堂寺南町134京都リサーチパーク
(京都府産業支援センター)
(075-315-9234)



2 商工労働観光部の事務分掌

【知事部局】

[商工労働観光部]

《雇用推進室》

- (1) 雇用施策及び就業支援施策の推進に関すること。
- (2) 中小企業労働対策に関すること。
- (3) 高齢者及び障害者の雇用に関すること。
- (4) その他雇用に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

《観光室》

- (1) 観光施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 宿泊施設等の観光客の受入環境の整備に関すること。
- (3) 旅行業に関すること。
- (4) 観光統計に関すること。
- (5) 府内各地域の観光振興に関すること。
- (6) 広域観光及びMICEの振興に関すること。
- (7) その他観光に関すること(他課の主管に属するものを除く。)

《産業労働総務課》

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 産業別振興の企画に関すること。
- (3) 企業の基盤整備に関すること。
- (4) 地域資源の活用に関すること。
- (5) 計量検定所、中小企業技術センター及び織物・機械金属振興センターに関すること。
- (6) 部内の人事及び組織に関すること。
- (7) 部に属する予算の経理に関すること。
- (8) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (9) 部内他課の主管に属さないこと。

《中小企業総合支援課》

- (1) 商工業の金融に関すること。
- (2) 商工会、商工会議所及び商工会連合会の育成強化に関すること。
- (3) 中小企業団体及び中小企業団体中央会等の育成強化に関すること。
- (4) 貸金業に関すること。
- (5) 商店街等小売商業及びサービス業の振興及び指導に関すること。
- (6) 大規模小売店舗及び商業に関すること。

《ものづくり振興課》

- (1) ものづくり産業(染織・工芸課の主管に属するものを除く。)の振興及び支援に関すること。
- (2) 中小企業の経営の安定及び成長支援に関すること。
- (3) 創業及びスタートアップの支援に関すること。
- (4) IT、試作、環境、健康及び映画・映像に関する産業その他の新産業の振興及び支援に関すること。
- (5) 産学公連携による産業及び人材の育成の推進に関すること。
- (6) 北中部地域の産業振興に関すること。
- (7) 南部地域及び関西文化学術研究都市の産業振興に関すること。
- (8) 国家戦略特別区域等における施策の推進に関すること。

- (9) けいはんなオープンイノベーション拠点の利活用に関する事。

《染織・工芸課》

- (1) 染織業の振興及び支援に関する事。
- (2) 工芸の振興及び支援に関する事。
- (3) 生活文化関連産業の振興及び支援に関する事。

《産業立地課》

- (1) 産業立地の促進に関する事。
- (2) 砂利採取業、採石業及び鉱業に関する事。
- (3) 府営工業団地等に関する事。

《経済交流課》

- (1) 貿易の振興及び支援に関する事。
- (2) 外国企業との経済交流の振興及び支援に関する事。
- (3) 外国企業誘致の促進に関する事。
- (4) 港湾を活用した物流及び旅客に関する事。
- (5) その他貿易に関する事。

《文化学研究都市推進課》

- (1) 文化学研究都市建設計画の総合調整に関する事。
- (2) 文化学研究都市の土地利用計画に係る調整に関する事。
- (3) 文化学研究都市における関連公共施設の整備（他課の主管に属するものを除く。）に係る調整に関する事。
- (4) その他文化学研究都市の整備等（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。

《労働政策課》

- (1) 労働政策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 多様な働き方の推進に関する事。
- (3) 労働組合に関する事。
- (4) 労働委員会に関する事。
- (5) 労働相談、労働者の福祉及び労働教育に関する事。
- (6) その他労働に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

《人材育成課》

- (1) 人材育成政策の企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 職業能力開発及び職業訓練に関する事。
- (3) 技能検定に関する事。
- (4) 職業訓練指導員の免許に関する事。
- (5) 高等技術専門校に関する事。

[商工労働観光部及び建設交通部の共管組織]

《港湾企画課（港湾局）》

- (1) 港湾施策の企画、総合調整及び推進に関する事。
- (2) 運河及び公有水面埋立てに関する事。
- (3) 港湾統計調査員に関する事。

《港湾施設課（港湾局）》

- (1) 港湾の長寿命化の推進及び規制に関すること。
- (2) 港湾関係労務者の厚生福利に関すること。
- (3) 港湾に関する調査研究に関すること。

【地域機関】

《京都府計量検定所》

- (1) 特定計量器の定期検査に関すること。
- (2) 指定定期検査機関に関すること。
- (3) 特定計量器の製造、修理及び販売の届出に関すること。
- (4) 特定計量器の検定及び装置検査に関すること。
- (5) 指定製造事業者に関すること。
- (6) 基準器検査に関すること。
- (7) 計量証明の事業に関すること。
- (8) 指定計量証明検査機関に関すること。
- (9) 適正計量管理事業所に関すること
- (10) 特定計量器及び商品量目の指導並びに立入検査に関すること。
- (11) 計量の普及推進に関すること。
- (12) その他適正な計量の実施の確保に関すること。

《京都府中小企業技術センター》

- (1) 産業技術支援の総括に関すること。
- (2) 産業技術の調査、分析及び情報提供に関すること。
- (3) 産学公連携推進に関すること。
- (4) 産業デザインの相談及び支援に関すること。
- (5) 設計計測、材料評価、化学分析、電気通信、食品バイオ、表面構造等に関すること。
- (6) 関西文化学術研究都市立地研究機関との共同研究及び技術移転に関すること。
- (7) その他産業の振興発展に関すること。

《京都府織物・機械金属振興センター》

- (1) 染織業、機械金属業等に関する技術の調査、試験、研究、分析、測定及び検査に関すること。
- (2) 意匠の改善及び試作に関すること。
- (3) 染織業、機械金属業等の技術相談、支援及び普及に関すること。
- (4) 織業、機械金属業等の管理者及び技術者の研修に関すること。
- (5) その他染織業、機械金属業等の振興発展に関すること。

《京都府立高等技術専門校》

- (1) 普通職業訓練に関すること。
- (2) 公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助に関すること。
- (3) その他職業能力開発に係る必要な業務に関すること。

【行政委員会】

≪労働委員会事務局≫

- (1) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (2) 個別労働関係紛争のあっせんに関すること。
- (3) 労働争議の実情調査に関すること。
- (4) 公益事業に関する争議行為の予告通知に関すること。
- (5) 不当労働行為に関する調査、審問、決定及び命令に関すること。
- (6) 不当労働行為に関する再調査及び訴訟に関すること。
- (7) 労働組合の資格審査に関すること。

II-1 令和3年度 京都府予算（令和2年度2月補正予算を含む）の概要

新型コロナウイルス感染症が再び猛威を振るう中、府民の皆様への命と健康を守る感染症対策に最優先に取り組むとともに、大きな影響を受けている府民の生活と事業者の事業運営を全力を挙げて支えていく。

時代の変化に適応した施策を展開し、POSTコロナの夢や希望が持てる新しい京都府の実現につなげるため、国の経済対策を活用しながら切れ目のない14ヶ月予算として編成。

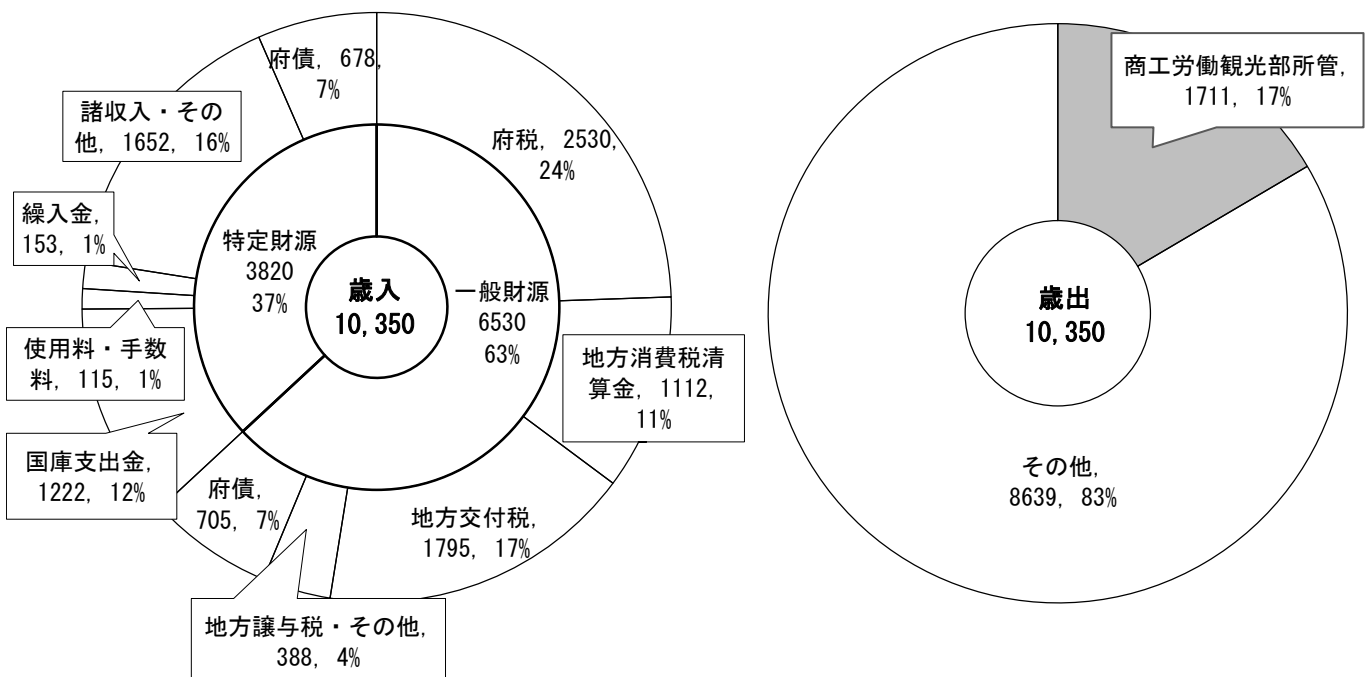
◆コロナ危機克服・新しい京都実現予算

- 命・健康・生活・事業を守るコロナ対策
- 府民の暮らし安心強化
- 子育て環境日本一に向けた取組強化
- 文化首都・京都から伝える文化の力
- 京都産業の強み再構築

【令和3年度京都府及び商工労働観光部予算の概要】

区分		令和3年度予算 (当初予算)	令和2年度 2月補正予算	令和2年度予算 (当初予算)
京都府	一般会計	1兆350億7,900万円	636億2,400万円	9,018億5,300万円
	特別会計	5,224億1,500万円	—	5,677億1,000万円
	公営企業会計	408億5,400万円	—	509億5,300万円
うち 商工労働観光部	一般会計	1,711億1,200万円	209億6,900万円	810億2,400万円
	特別会計	2億9,800万円	—	9億400万円

【令和3年度京都府一般会計の内訳】（単位：億円）



II-2 令和3年度 京都府 2月補正予算の概要

飲食店等における感染防止対策の更なる向上を図りながら、社会経済活動を取り戻していくために緊急的に必要な施策を講じるため補正予算を編成。

飲食店が行う飛沫防止や換気対策等の安全対策に対する補助制度の創設や、専門的な助言等を行う相談窓口の設置などにより、府内飲食店における安全対策の向上を支援するとともに、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」に係る支給期間を延長する。

【令和3年度京都府 2月補正予算及び商工労働観光部予算の概要】

区分		予算
京都府	一般会計	82億8,000万円
	特別会計	—
	公営企業会計	—
うち 商工労働観光部	一般会計	82億8,000万円
	特別会計	—

II-3 令和3年度 京都府 4月補正予算（専決処分）の概要

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、京都市、乙訓地域及び山城地域を対象とした営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対する「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の支給に要する額を専決処分。

【令和3年度京都府 4月補正予算（専決処分）及び商工労働観光部予算の概要】

区分		予算
京都府	一般会計	109億1,500万円
	特別会計	—
	公営企業会計	—
うち 商工労働観光部	一般会計	106億400万円
	特別会計	—

II-4 令和3年度 京都府4月補正予算（4月16日提案分）の概要

まん延防止等重点措置の適用を受け、飲食店等に対する営業時間短縮要請の期間を延長することに伴う「まん延防止等重点措置協力金」の支給に必要な補正予算を編成。

【令和3年度京都府4月補正予算（4月16日提案分）及び商工労働観光部予算の概要】

区分		予算
京都府	一般会計	161億円
	特別会計	—
	公営企業会計	—
うち 商工労働観光部	一般会計	160億3,500万円
	特別会計	—

II-5 令和3年度 京都府4月補正予算（4月30日提案分）の概要

3度目となる緊急事態宣言の発出を受け、飲食店等に対する休業要請や営業時間の短縮要請に協力いただいた事業者に対し、「緊急事態措置協力金」を支給するため、必要な補正予算を編成。

加えて、外出自粛等により影響を受ける観光関連産業等の従事者の雇用維持対策、伝統産業の新分野展開のための設備導入等に対する支援を行う。

また、『『京の飲食』安全対策向上事業』の対象に、商店街やショッピングモールの店舗等に加え、飛沫の飛散防止や換気対策のための機器整備等、感染防止対策の向上に資する取組への支援策を講じる。

【令和3年度京都府4月補正予算（4月30日提案分）及び商工労働観光部予算の概要】

区分		予算
京都府	一般会計	171億1,000万円
	特別会計	—
	公営企業会計	—
うち 商工労働観光部	一般会計	168億3,500万円
	特別会計	—

II-6 令和3年度 京都府5月補正予算の概要

緊急事態措置の実施期間の延長に伴い、感染拡大防止を継続するとともに、緊急事態宣言の影響により厳しい状況にある事業者への支援、コロナ禍の長期化による影響を踏まえた雇用対策など、今取り組むべき緊急的な課題に対し、必要な施策を講じるため補正予算を編成。

緊急事態措置協力金の支給や、観光需要の減少により厳しい状況にある旅館・ホテル等に対し、感染防止対策に要する機器整備や新たな事業展開を後押しするとともに、売上が減少している食品卸・小売業の組合が行う事業継続に向けた販路開拓等の共同事業への支援策を講じる。

併せて、雇用対策として、新型コロナウイルス感染症の長期化により、就労の場を失った離職者等に対し、雇成型訓練による就労支援や専門人材としての育成を行うほか、将来、観光関連業界への復帰を希望する方に対し、人手不足業界への短期就労の支援等を実施し、離職者の新たな雇用を確保するための施策を講じる。

【令和3年度京都府5月補正予算及び商工労働観光部予算の概要】

区分		予算
京都府	一般会計	469億7,800万円
	特別会計	—
	公営企業会計	—
うち 商工労働観光部	一般会計	357億6,600万円
	特別会計	—

II-7 令和3年度の商工労働観光部 重点施策概要

○商工業関係

◆金融・経営一体型支援体制強化事業費〈新規〉345,000千円

【趣旨】

金融機関、経営支援団体が一体となった支援体制を府内地域毎に構築し、コロナ禍を乗り越えようとする中小企業等の事業継続を支援する。

【主な事業内容】

(1) 新たな支援ネットワークの構築

厳しい経営環境にある中小企業の経営改革に向け、金融と経営が一体となった新たな伴走支援体制を構築するため、金融機関と経営支援機関の橋渡しを行う特別経営指導員を設置するとともに、経営支援員の不足を補う専門家を派遣

(2) WITH コロナ・POST コロナチャレンジ補助金

コロナ禍でのビジネスモデル転換等をよりきめ細かく支援するため、中小企業応援隊による支援ツールとして、既存の「知恵の経営ステップアップ補助金」を拡充し、国制度を補完する新たな支援ツールを創設

	ステップアップ枠（既存）		チャレンジ枠（新規）	
対象者	小規模企業者等	中小企業者	小規模企業者等	中小企業者
補助率	2/3	1/2	2/3	1/2
補助上限	20万円	30万円	60万円	80万円

◆新しい商店街づくり総合支援事業費〈新規〉110,000千円

【趣旨】

商店街の多機能化と多様な人材の集積を進めることでコロナ禍において商店街が地域コミュニティの核となり、地域・個店と一体的に発展していくことを支援する。

【主な事業内容】

(1) 地域課題解決コミュニティ活性化事業

商店街等が、自ら又は多様な主体等と連携して、地域課題を解決するための取組を支援

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
対象	商店街等が自ら地域課題を解決するために取り組む事業	商店街を核として、多様な主体が連携して地域課題を解決するために取り組む事業	商店街等がまちづくりと一体となって地域課題解決のために取り組む中核施設整備等の事業
補助率	2/3	2/3	3/4
補助上限	2,000千円	5,000千円	30,000千円

(2) 商店街に関わる人材育成交流促進事業

商店街関係者等が技能・技術を習得するための取組を支援

◆中小企業金融支援費〈継続〉155,503,000千円

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい経営環境にある中小企業者等を資金面で支援するため、京都府及び京都市が金融機関と連携しながら、長期・固定金利による中小企業融資制度を通じて、中小企業者の経営の安定・強化を支援する。

【主な事業内容】

新型コロナウイルス関連融資制度に必要な金融期間への預託金及び利子補給

新型コロナウイルス関連融資制度

融資名	新型コロナウイルス対応緊急資金		災害対策 緊急資金 セーフティネット4号	あんしん借換資金 (危機関連枠)
	普通保証	セーフティネット 5号		
利率	年1.2%	年1.2%	年0.9%	年1.1% (新規) 年1.7% (借換)
限度額	有担保2億円 無担保8千万円	有担保2億円 無担保8千万円		2億8千万円
融資期間	10年以内 (据置2年以内)			

融資名	中小企業再生支援資金	
	長期資金	短期フォローアップ資金
利率	取扱金融機関が定める所定利率	
限度額	2億円	8千万円
融資期間	10年以内 (据置1年以内) 特に必要な場合20年以内	1年以内 (据置6ヶ月以内)

◆起業するなら京都・プロジェクト推進事業費〈一部新規〉138,981千円

【趣旨】

スタートアップ創出から成長発展までステージに応じた支援を、国や京阪神で連携しながらオール京都で体系的に実施し、世界に伍するスタートアップの輩出を目指す。

【主な事業内容】

(1) スタートアップ創出支援

大学発、外国人、企業内など多様なスタートアップ企業の創出を図る。

- ・アイデアソン等の起業を創出するプログラム、アントレプレナー教育等の実施
- ・外国人のスタートアップ支援窓口の運営
- ・アクセラレーションプログラムの実施、社会課題解決の取組への助成

(2) 世界に伍するスタートアップ支援【新規】

スタートアップ企業の成長発展等を支援し、世界に伍するスタートアップ企業の輩出

を図る。

- ・起業創出プログラム等の増設
- ・大型資金調達ピッチ会の開催
- ・海外スタートアップ企業との相互交流

(3) スタートアップ・エコシステム推進体制整備【一部新規】

- ・(一社)京都知恵産業創造の森をハブに、京都スタートアップ・エコシステム推進協議会、大阪・ひょうご神戸コンソーシアムと連携体制を構築
- ・大学や企業等の協働によるオープンイノベーションや人材育成に資する取組に向けた検討

◆企業連携型ビジネス構築事業費〈新規〉220,000千円

【趣旨】

WITH コロナ・POST コロナ時代における市場や産業構造の変化に対応するため、業種の垣根等を越えた企業グループの形成から新ビジネスの創出に至るまでをパッケージ型で支援する。

【主な事業内容】

(1) 企業グループ形成支援事業

企業グループの形成、新事業の構築等を支援

- ・連携候補を見つけるための技術紹介交流会、企業マッチング
- ・連携による新事業の構築・遂行できる社内人材の育成

(2) 連携型ビジネス創出支援事業

中小企業グループによる新事業創出に必要な経費を補助

コース	①試作・実証コース	②事業展開コース
対象	中小企業等グループ	
内容	連携による新事業構築のための市場調査、試作・開発、テストマーケティング等の取組	新事業の実施に向けた販路開拓、生産技術開発、量産・流通体制の整備、広報活動等の取組
限度額	1グループ1,200千円	1グループ10,000千円
補助率	1/2（設備等経費15%）以内	

◆「観光・伝統・食関連」産業連携事業緊急支援費〈新規〉500,000千円

(令和2年度2月補正予算)

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大によって、深刻な打撃を受ける観光、伝統、食関連産業がコロナ禍での難局を乗り越えるために、複数企業が連携して行う工夫を凝らした取組を支援

【主な事業内容】

対象者	観光、伝統、食関連の企業グループ(2社以上)又は組合
対象事業	複数企業が連携して行う新たな取組 (例) ・複数の土産物店と旅行代理店が共同で、オンライン観光ツアー客向けに京土産詰め合わせセットの販売を開始 ・複数の伝統工芸事業者とレンタル会社が共同で、工芸品レンタル事業を開始 ・宿泊受験生に対し、ホテル・旅館等が合同で「お宿で食べる受験弁当」を提供
補助率	2/3 以内
補助上限	(200千円×企業数)+共通経費(100~1,000千円) ※最大5,000千円まで

◆スマートけいはんな活動強化事業費〈新規〉40,000千円

【趣旨】

けいはんな学研都市において、スマートシティ・スーパーシティの実現に向け、「スマートけいはんなプロジェクト」の取組を強化する。

【主な事業内容】

中小企業等の最先端技術を活用しスマート社会を推進するため、新たな技術連携に向けた支援制度の創設や自動運転等の実証環境の強化

(1) 中小企業等を新たに加えた連携体制の構築

- ・データ利活用の推進のため京都ビッグデータ活用プラットフォームの機能強化
- ・新たな技術連携等を推進するため、民間企業、行政等が連携する協議会の設置
- ・コーディネータによるスマート関連技術の実装化支援

(2) 中小企業等の参画を促す新たな支援制度を創設

中小企業等のプロジェクトへの参画に伴う技術実証への補助

【補助率：1/2 以内、補助上限：1,000 千円】

(3) 協議会参加企業等が共同で利用可能な実証環境の充実

けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)内の実証環境の整備

◆伝統産業産地再構築事業費〈新規〉25,000千円

【趣旨】

危機克服会議での意見を踏まえ、長年の課題であった産地の構造改革を目指し、産地間の連携や世界市場を見据えた新たな生産、流通体制を構築するとともに、コロナによる影響を受ける産地の現状を打開するための取組を支援する。

【主な事業内容】

(1) 丹後織物・西陣織・京友禅の3産地連携による構造改革等

- ・「シルクテキスタイル・グローバル推進コンソーシアム（仮称）」を設置し、総合的な事業推進を担う主体として、産地間連携の将来ビジョンや産地毎の中期行動計画の策定に向けた調査検討を実施
- ・分野ごとに編成した次世代職人等によるチームでの市場開拓

(2) 丹後オープンセンターの開設準備支援

マーケットニーズに対応したものづくりと国内外マーケット開拓を実践するため、試作・販路開拓を段階的に実施

◆丹後織物新分野展開促進事業費〈新規〉10,000千円

(令和3年度4月補正予算〈4月30日提案分〉)

【趣旨】

コロナ禍で厳しい状況にある丹後織物の新たな市場開拓を図るため、丹後織物工業組合中央加工場における、抗菌抗ウイルス加工技術等を活かした生地の高付加価値加工に向けた設備導入や業務効率化を支援

【主な事業内容】

(1) 設備導入に対する補助

絹織物等への抗菌抗ウイルス加工等、生地の高付加価値加工に必要な機器の導入に対する補助

(2) 生産管理体制の改善

加工場内の生産工程の見直しや、作業環境の改善などの業務改善を通して、生産性の向上やコスト削減を図る取組に係る経費に対する補助

◆「京の飲食」安全対策向上事業費〈新規〉1,000,000千円（令和3年度2月補正予算）

【趣旨】

飲食時の感染リスク低減に向けて、京都の飲食店における安全対策を向上させるため、ハードとソフトの対策を組み合わせるワンランクアップする取組を、飲食店・業界団体と協働してオール京都で推進

【主な事業内容】

（1）飲食店等のワンランクアップの感染対策支援

- ・飲食店等の飛沫防止、換気対策を支援する補助制度の創設
- ・二酸化炭素濃度モニタリングシステムを構築し、飲食店等の換気対策をモニタリング（換気の見える化）
- ・二酸化炭素濃度データを管理・分析して改善策等をフィードバック

飛沫防止、換気対策の向上につながる機器等の整備に対する助成 （対象経費）アクリル板、換気設備、空気清浄機、二酸化炭素濃度計 等	補助率 3/4 （上限 20 万円又は 30 万円）
感染対策モニタリング参加店への協力金	3 万円又は 5 万円 （1 店舗あたり）

（2）飲食店の安全対策に関する専用相談窓口の設置

感染対策に関する相談に技術的な助言を行う相談窓口を設置

（3）業界団体・組合と連携した感染予防ガイドライン遵守状況の巡回調査

飲食店等への巡回により、感染予防ガイドラインの徹底を周知するとともに、店舗ごとの感染対策の課題を把握して改善策を助言

（4）飛沫防止、換気対策の優良事例の積極的広報

◆「京の飲食」安全対策向上事業費（継続）750,000千円

（令和3年度4月補正予算＜4月30日提案分＞）

【趣旨】

飲食時の感染リスク低減に向けて、これまで進めてきた飲食店等における安全対策の取り組みを、商店街やショッピングモールなどの店舗にも拡大するなど、ハードとソフトの対策を組み合わせたワンランク上の安全対策を面的に拡大

【主な事業内容】

CO2 濃度 モニタ リング 協力店 登録事業	対象者		京都府内において対象施設を運営する企業・団体及び個人事業主		
	対象施設		<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店・喫茶店・遊興施設 等 ● 商店街・ショッピングモール等の店舗 		
	概要		CO2センサーによる継続的な測定・データ提供（CO2濃度モニタリング事業）に御協力いただける飲食店等を公募し、「CO2濃度モニタリング協力店」として登録		
CO2 濃度 モニタ リング 事業	対象者		「CO2濃度モニタリング協力店」の登録事業者		
			Aコース	Bコース	
	CO2 濃度 データ 提供 協力金	概要	CO2センサーの測定結果を手動で記録し、定期的に報告（データは手動送信）	通信機能付き CO2 センサーがデータを常時測定・送信（データは自動送信）	
		協力金額	3万円	5万円	
	機器整備 補助金	対象	CO2センサー、換気機器（換気扇、換気機能付きエアコン等）、ウイルス除去機能付き空気清浄機、飛沫防止装置（アクリル板、透明ビニールカーテン等）等		
		補助率	3/4 以内		
上限額		20万円	30万円		

◆**食品卸・小売業組合緊急支援事業費〈新規〉45,000千円（令和3年度5月補正予算）**

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、飲食店の時短営業等の影響を受け、大きく売上げが減少している酒類や食材等を納入する事業者の組合が行う共同事業等を支援

【主な事業内容】

補助対象	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の組合が、厳しい現況を乗り切るため、専門家等の助言を得て実施する事業 (例) 広報、共同発注、共同配送、販路開拓等の共同事業 等
補助率	10/10
補助上限	食品卸組合：2,000千円 食品小売業組合：1,000千円

○**雇用対策・人材育成関係**

◆**子育てにやさしい職場づくり事業費〈継続〉121,390千円**

【趣旨】

テレワーク、育休等、社会の変化の兆しを捉えて、子育てにやさしい職場環境づくりをさらに推進

【主な事業内容】

実践企業の拡大と価値向上

子育てにやさしい職場づくりを進める企業の気運を醸成

- ①「子育て企業サポートチーム」による中小企業への理解促進
- ②経済団体等を通じたトップセールスの実施
- ③子育てにやさしい職場づくりに係る実践企業の情報発信

子育てにやさしい職場づくりを「実施する」企業等への支援

(多様な働き方推進事業費補助金による助成)

補助対象者	個別企業	個別企業のグループ
補助対象事業	時間単位の年休制度の導入など、職場の環境改善に必要な経費	従業員の休日の確保やテレワークの導入による通勤時間の短縮などに、複数の企業が共同で取り組む経費
補助率	中小企業 1/2 以内※ 小規模企業 2/3 以内	補助率 2/3 以内
補助上限額	50万円※	100万円

※時間単位の年休制度を導入し、かつ年休取得率 10%UP を達成した場合には、補助率 2/3、上限 100 万円にかさ上げ

子育てにやさしい職場づくりに資するサービスの提供企業等への支援

子連れコワーキングスペースの設置・運営などのサービスを提供する府内企業等のスタートアップを支援し、子育てにやさしい環境づくりに係る新たなビジネスモデルを創出

働きやすい職場づくりに取り組む企業への支援

就労環境改善や従業員の奨学金返済を支援する補助金等の活用

◆STOP氷河期・学生就職応援事業費〈新規〉58,302千円

【趣旨】

第2の就職氷河期世代を生み出さないため、新卒高校生・大学生の「徹底した就職機会の確保」と「早期離職防止・定着、速やかな再就職支援」を柱に、府内企業との出会いの場の創出と、教育現場と連携した定着・再就職支援の仕組みを構築する。

【主な事業内容】

(1) インターンシップの推進による学生の業界研究支援

- ・学生が京都の企業を知り職場体験するインターンシップを積極的に推進するため、府内企業との出会いの場となる「KYOTO 業界研究フェスタ」等を開催
- ・学生の「有償インターンシップ」を受け入れる企業に対する補助を通じ、学生の業界研究を支援

(2) 未内定者の就職支援

- ・未内定の高校生・大学生向けの合同企業説明会を開催し、府内企業とのマッチングの場を提供
- ・カウンセリングや面接対策の実施等、就職に向けたきめ細やかな伴走支援を実施し、未内定者の就職を支援

(3) 就職支援協定締結大学と連携した学生の府内企業への就職促進

- ・低年次から卒業年次までの段階的なキャリア教育を通じて学生の視野を広げ、府内企業への就職を促進させるモデル事業を実施
- ・学内合同企業説明会や各種就活セミナーの実施など、就職支援協定締結大学と連携した学生の府内企業就職促進に向けた取組を推進

(4) 府内高校生の就職・定着等支援

- ・府内高校の進路指導教員及び保護者等を対象に府内企業をより深く知るためのセミナーを開催
- ・卒業生の実態調査を実施し、卒業生の早期離職防止・定着、再就職を支援

◆**非正規雇用女性就労促進事業費〈新規〉334,350千円**

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響で特に非正規雇用の女性の解雇・離職が増加する中で、「働きたいのに働けない」「働くことを仕方なく諦めた」といった方への相談から就労までのサポートを実施する。

【主な事業内容】

生活福祉資金の利用者等に対するアプローチを強化し、ジョブパーク等の支援機関へつなぐとともに、ニーズに応じた就労支援を実施

(1) 巡回相談員によるアウトリーチ型の就業サポート

ジョブパークに巡回相談員を配置し、自立相談支援機関やこどもの居場所等を巡回訪問して就労意欲のある者へのアプローチを行い、ジョブパーク（マザーズジョブカフェ含む）やハローワーク等の支援機関への誘導を強化

(2) 就労相談体制の拡充

きめ細かなカウンセリングを行い、求職者の適性に応じた支援メニューへつなぐため、マザーズジョブカフェのキャリアカウンセラーを1名増員

(3) ニーズに応じた就労支援

多様なニーズに対応した職業訓練やスキルアップセミナー等を実施

- ・ 正規雇用を目指す方向けの、研修と企業実習を組み合わせた有給型訓練
- ・ 多様かつ柔軟な働き方を望まれる方向けの、子どもを預けて受講できる就職のためのスキルアップセミナー 等

(4) マッチング機会の拡大

就職機会拡大のため、既存の大規模・中規模・個別の企業説明会に加え、個別・ミニ企業説明会を追加で実施

◆**生涯現役活躍人材育成支援プロジェクト事業費〈新規〉92,257千円**

【趣旨】

WITH・POST コロナ社会で必要とされる能力の変化や人生100年時代の到来を見据え、生涯現役クリエイティブセンターを設置し、主に大企業・中堅企業の在職中のミドル・シニア層を対象に人手不足分野等への労働移動や地域貢献に資する人材を育成し、生涯学び・働き続けることのできる社会の実現を目指す。

【主な事業内容】

生涯現役クリエイティブセンター（以下、センター）の設置運営

(1) 企業・従業員に対する相談・支援の実施

- ア 受講者に対する学び直しのアドバイスやキャリアプランの作成支援、再就職相談等を行うカウンセラーを配置
- イ 企業に対する受講しやすい環境づくりのためのアドバイスや受講の斡旋、研修の受

入先開拓、出向など労働移動先調整等を行う企業アドバイザーを配置

(2) 社会人向けリカレント教育の実施

ア キャリアチェンジ・キャリアアップコース

大学との連携により、実践的なリカレント教育を実施

- ・中小企業等をフィールドとした課題解決型の教育（PBL教育）
- ・自己理解のためのキャリアの棚卸しや固定概念の払拭等、マインドセット（意識改革）講座
- ・WITH・POST コロナ社会で求められるデジタルスキル、ナレッジマネジメント等を活用した生産性向上講座

イ 地域・社会貢献コース

受講者がこれまでのビジネスキャリアを活かして、社会・地域課題の解決につながるよう、介護現場等でのスキルアップや資格取得につながるリカレント教育を実施

(3) リカレント教育情報の一元化と発信

センターで提供する社会人向けリカレント教育を中心に、府内の経済団体や庁内関係機関等が実施する社会人向けリカレント教育情報等について、HPの開設やメールマガジンによる配信等により情報の一元化と発信を行う。

◆観光人材緊急雇用シェアリング事業費〈新規〉10,000千円

（令和3年度4月補正予算〈4月30日提案分〉）

【趣旨】

緊急事態措置の実施による外出自粛等により影響を受ける観光関連産業等の従事者を中心に、短期的な雇用のシェアリングを支援し、失業の防止・雇用の維持を図る。

【主な事業内容】

一定期間他の企業で働き、期間満了後は元の企業に戻る、短期の“助け合い”の仕組みを活用できるよう、京都ジョブパークに専任の企業訪問コンサルタントやマッチング調整員を配置し、相談対応・伴走支援を実施

- ・企業情報の収集、開拓
- ・兼業や副業、在籍出向を活用した短期就業による雇用維持策の専門的アドバイス
- ・個別マッチングに向けた調整 等

◆観光関連人材緊急就労支援事業費〈新規〉62,000千円（令和3年度5月補正予算）

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響（解雇・雇い止めなど）を受けた観光関連産業の非正規雇用労働者等を短期間雇用し、研修と企業実習を組み合わせた訓練コースを実施するとともに、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、人手不足に悩む府内中小企業等での就労を促進することで、離職者等の生活の安定を図る。

【主な事業内容】

（1）対象

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇、雇い止めなどを受けたが、コロナ収束後、再び観光関連産業(宿泊・飲食サービス業等)で就職したいと考える求職者

（2）手法

雇成型で人材育成研修と企業実習を組み合わせた訓練を実施

（3）訓練内容

- ・人材育成研修（1週間程度）
就職先業界で必要な基礎的な知識・スキル等の研修
- ・企業実習（1週間程度）
福祉、建設、製造等、人材確保に悩む府内中小企業において、実際の業務を体験し、実践的な知識・技能を体得

◆就労環境改善緊急応援事業費〈新規〉20,000千円（令和3年度5月補正予算）

【趣旨】

京都未来塾事業等で訓練を受けた人材を雇用する企業の就労環境改善を図ることで、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響（解雇・雇い止めなど）を受けた求職者の雇用確保と就労環境改善をパッケージで支援する。

【主な事業内容】

対象者	京都未来塾事業等により研修・実習を行った離職者の受入れを行う府内中小企業
対象経費	就労環境改善に要する経費 (例) 就業規則等の作成・変更 所定外労働時間削減のための設備導入経費 就労環境改善のための設備導入（改修）経費
補助率	1/2
補助上限	20万円/人

◆専門的技術人材緊急養成事業費〈新規〉40,000千円（令和3年度5月補正予算）

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響（解雇・雇い止めなど）を受け、離職を余儀なくされた求職者を一定期間雇用し、人手不足が顕著な業界における専門的な技術に関する研修を行うことで、離職者等の生活の安定と専門的技術人材の育成を図る。

【主な事業内容】

（1）対象

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を受け、離職を余儀なくされた求職者

（2）手法

人手が不足している技能系職種等（4職種程度）を選定し、訓練施設において雇用型で資格取得等に向けた訓練を実施

（3）訓練内容

- ・期間 1ヶ月程度
- ・内容 職種団体の訓練施設等において専門的な技術・技能を体得

◆京都未来塾事業費〈継続〉70,000千円（令和3年度5月補正予算）

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響（解雇・雇い止めなど）を受けた求職者を一定期間雇用し、研修と企業実習を組み合わせた訓練コース等の実施により、府内中小企業の未来を担う人材を育成するとともに、正規雇用につなげる取組を推進するためのきめ細やかな支援体制を強化する。

【主な事業内容】

（1）対象

府内中小企業への就職を希望する、新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を受けた求職者

（2）訓練コース

- ・即戦力コース（企業実習2ヶ月）
一定の就労経験があり、すぐに実習参加したい方向けのコース
- ・キャリアアップコース（研修1ヶ月＋企業実習2ヶ月）
異業種へのチャレンジマインドを習得し、積極的に業種・職種転換を検討したい方向けのコース
- ・キャリアチャレンジコース（研修1ヶ月＋企業実習2ヶ月）
女性が活躍している業界や企業への就職を目指す方向けのコース
※求職者の個々の状況に応じたコース設定を行い、効果的な研修を実施

（3）訓練内容

①研修

- ・異業種へのチャレンジマインドを習得するとともに、各業界の理解を促進
- ・女性が活躍している業界・職種に関する知識を習得

②訓練生と企業とのマッチング交流会

訓練生と企業とのマッチングの場を設定し、企業実習先を決定

③企業実習

ものづくり企業を始めとする新戦力を求める府内中小企業等において、実際の業務を体験し、実践的な知識・技能を体得

◆地域雇用再生緊急対策事業費〈新規〉125,000千円（令和3年度5月補正予算）

【趣旨】

産業施策と一体となって、企業の業種転換や多角化による雇用確保や、求職者のキャリアチェンジやキャリアアップを伴う再就職等を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域雇用の再生を図る。

【主な事業内容】

企業の成長分野進出と、DX（※）等の人材育成を同時に支援し、双方をマッチングすることで、産業パラダイムシフトを推進する。

（1）成長企業の育成

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業績が悪化した企業等に対して、健康医療分野等への業種転換や、企業のDX化等を推進することで、新たな雇用を創出する。

（2）人材の育成・確保

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職した求職者等に対して、建設や福祉等の業界へのキャリアチェンジや、DX等の技術・知識の習得等を支援することで、再就職を促進する。

（※）データとデジタル技術を活用して、イノベーションを推進すること

○観光関係

◆京の修学旅行3密防止対策等支援事業費〈継続〉169,000千円（令和2年度2月補正予算）

【趣旨】

WITH コロナ時代における安心・安全なおもてなしのために、修学旅行中の3密解消に要する取組等を支援する。

【主な事業内容】

修学旅行先での3密を解消するために追加で必要となる経費等を補助

補助上限額等	補助額 1,000円×修学旅行の生徒・児童数 3密解消のため追加で必要となる経費等の実費額を上限
補助対象事業	修学旅行中の3密を解消するための宿泊部屋・食事場所の変更やバス・タクシーの増車、感染症の疑いが発生した場合の保護者の交通費等を助成 (例) 感染症対策追加経費 ・ 宿泊部屋の変更 ・ 食事場所の変更 ・ 交通手段の変更 感染症発生時の保護者等の送迎等経費 ・ 送迎等を行う保護者等の交通費、宿泊費

◆地域の魅力を活かした観光振興事業費〈新規〉60,000千円

【趣旨】

府内の各地域の魅力を SNS 等の主観的データや、位置情報の人流データ等の分析により再発見するとともに、これらを活用できる観光関連事業者を育成し、地域の本物の魅力を活かした持続可能な京都観光を実現する。

【主な事業内容】

(1) 京都観光データ収集・分析事業

SNS 等の主観的データや人流データ等の多様な観光関連データを収集・分析し、観光客が求める地域の魅力を再発見・把握

(2) 観光人材育成事業

データに基づき地域の魅力を活用した商品サービスの提供やコンテンツの開発等ができる人材を育成

(3) 京都観光チャレンジ事業

民間の柔軟かつ先進的な発想による新たな観光サービスのアイデアを公募し、京都観光の魅力を向上

◆**宿泊施設事業継続緊急支援事業費（新規）500,000千円（令和3年度5月補正予算）**

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある宿泊事業者の感染防止対策の強化や新たな事業展開の実施を支援する。

【主な事業内容】

補助対象者	旅館、ホテル等の宿泊事業者
補助対象事業	<p>(1) 感染症対策に資する物品の購入等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策に要するサーモグラフィ等の必需品の導入 ・感染症対策の専門家による検討費用 等 <p>(2) 新たな事業展開のための前向きな投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非接触チェックインシステムの導入やワーケーションスペースの設置 等 <p>※ (1) (2) とともに事業費 300 千円超のみ対象</p>
補助率・補助上限	<p>(1) 1/2（上限：5,000 千円）</p> <p>(2) 3/4（上限：7,500 千円）</p> <p>※ (1) と (2) を併用する場合は、別に上限額を設定</p>

	京都府による要請 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金		緊急事態宣言に伴う要請 京都府緊急事態措置協力金	
	第1期	第2期	当初分(第3期)	延長分(第4期)
期間	12月21日(月)~1月11日(月) 【22日間】	1月12日(火)~1月13日(水) 【2日間】	1月14日(木)~2月7日(日) 【25日間】	2月8日(月)~2月28日(日) 【21日間】
要請日	12月17日(木)	1月8日(金)	1月13日(水)	2月3日(水)
対象地域	京都市内	京都市内	京都府内全域	京都府内全域
対象業種	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等 (大企業を含まない)	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等 (大企業を含まない)	飲食店 遊興施設等(飲食店営業許可を受けている施設)	飲食店 遊興施設等(飲食店営業許可を受けている施設)
要請内容	午前5時~午後9時の営業を要請	午前5時~午後9時の営業を要請	午前5時~午後8時の営業を要請 (酒類の提供は午前11時~午後7時)	午前5時~午後8時の営業を要請 (酒類の提供は午前11時~午後7時)
協力金額	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数×4万円 (定休日や年末年始の店休日は除く)	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数×4万円 (定休日等の店休日は除く)	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数×6万円 (定休日等の店休日は除く)	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数×6万円 (定休日等の店休日は除く)
連続要件	遅くとも12月25日(金)	遅くとも1月13日(水)	時短営業の協力開始日から2月7日まで連続して時短	時短営業の協力開始日から2月28日まで連続して時短

	京都府による要請 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金		京都府による要請 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	
	第5期	第6期	第7期	
期間	3月1日(月) ～3月14日(日) 【14日間】	3月15日(月) ～3月21日(日) 【7日間】	4月5日(月) ～4月11日 (日) 【7日間】	4月5日(月) ～4月24日 (土) 【20日間】
要請日	2月26日(金)	3月10日(水)	4月2日(金)	4月2日(金)
対象地域	3/1～3/7 (7日間) 京都府内全域 3/8～3/14 (7日間) 京都市内	京都市内	京都市内	山城・乙訓地域
対象業種	飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）	飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）	飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）	
要請内容	午前5時～午後9時の営業を要請 （酒類の提供は午前11時～午後8時）	午前5時～午後9時の営業を要請 （酒類の提供は午前11時～午後8時30分）	午前5時～午後9時の営業を要請 （酒類の提供は午前11時～午後8時30分）	
協力金額	1施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数×4万円 （定休日等の店休日は除く）	1施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数×4万円 （定休日等の店休日は除く）	1施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数×4万円 （定休日等の店休日は除く）	
連続要件	時短営業の協力開始日から3月14日（京都市以外は3月7日）まで連続して時短	時短営業の協力開始日から3月21日まで連続して時短	時短営業の協力開始日から4月11日まで連続して時短	時短営業の協力開始日から4月24日まで連続して時短

	まん延防止等重点措置に伴う要請 まん延防止等重点措置協力金	緊急事態宣言に伴う要請 京都府緊急事態措置協力金	
	第 8 期	当初分 (第 9 期)	延長分 (第 10 期)
期間	4 月 12 日(月) ～4 月 24 日(土) 【13 日間】	4 月 25 日(日) ～5 月 11 日(火) 【17 日間】	5 月 12 日(水) ～5 月 31 日(月) 【20 日間】
要請日	4 月 9 日(金)	4 月 23 日(金)	5 月 7 日(金)
対象地域	京都市内	京都府内全域	京都府内全域
対象業種	飲食店 遊興施設等 (飲食店営業許可を受けている施設)	①飲食店等 ②大規模施設等	①飲食店等 ②大規模施設等
要請内容	午前5時～午後8時の営業を要請 (酒類の提供は午前11時～午後7時)	①飲食店等：休業を要請 ※酒類又はカラオケ設備を提供しない場合、時短営業を要請 ②大規模施設等：休業を要請	①飲食店等：休業を要請 ※酒類又はカラオケ設備を提供しない場合、時短営業を要請 ②商業施設等は、平日は営業時間短縮、土日は休業を要請。 映画館等は時短営業を要請
協力金額	1 施設 (店舗) につき、時短要請に応じた日数× ●売上高方式 (中小企業) 売上高に応じて1日あたり4万円～10万円 ●売上高減少額方式 (大企業等※) 売上高減少額に応じて1日あたり最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可 (定休日等の店休日は除く)	1 施設 (店舗) につき、休業・時短要請に応じた日数× ①飲食店等 ●売上高方式 (中小企業) 売上高に応じて1日4万円～10万円 ●売上高減少額方式 (大企業等※) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可 ②大規模施設等 ●大規模施設：自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円/日・施設 ●テナト・出店者：店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗 (定休日等の店休日は除く)	1 施設 (店舗) につき、休業・時短要請に応じた日数× ①飲食店等 ●売上高方式 (中小企業) 売上高に応じて1日4万円～10万円 ●売上高減少額方式 (大企業等※) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可 ②大規模施設等 ア：休業要請に応じた場合 ・大規模施設：自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円/日・施設 ・テナト・出店者：店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗 イ：時短要請に応じた場合 アの支給額に「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を支給 (定休日等の店休日は除く)
連続要件	時短営業の協力開始日から4月24日まで連続して時短	時短営業の協力開始日から5月11日まで連続して時短(休業)	時短営業の協力開始日から5月31日まで連続して時短(休業)

Ⅲ 商工労働観光行政施策（主要事項）

令和3年度当初予算

■ 商工業関係

- 1. 中小企業金融支援費【継続】155,503,000千円（再掲）**
新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい経営環境にある中小企業者等を資金面で支援するため、京都府及び京都市が金融機関と連携しながら、長期・固定金利による中小企業融資制度を通じて、中小企業者の経営の安定・強化を支援する。
- 2. 新しい商店街づくり総合支援事業費【新規】110,000千円（再掲）**
商店街の多機能化と多様な人材の集積を進めることでコロナ禍において商店街が地域コミュニティの核となり、地域・個店と一体的に発展していくことを支援する。
- 3. 金融・経営一体型支援体制強化事業費【新規】345,000千円（再掲）**
金融機関、経営支援団体が一体となった支援体制を府内地域毎に構築し、コロナ禍を乗り越えようとする中小企業等の事業継続を支援する。
- 4. 中小企業事業継続・承継支援強化事業費【一部新規】57,000千円**
府内中小企業の円滑な事業継続・事業承継を支援するため、後継者候補となる中核人材の確保等による第三者承継の支援、事業承継型M&Aに係る経費負担のための資金支援など、多様な事業承継パターンに対応した総合的な支援を実施する。
- 5. 起業するなら京都・プロジェクト推進事業費【一部新規】138,981千円（再掲）**
スタートアップ創出から成長発展までステージに応じた支援を、国や京阪神で連携しながらオール京都で体系的に実施し、世界に伍するスタートアップの輩出を目指す。
- 6. 「産学公の森」推進事業費【新規】436,000千円**
人口減少、脱炭素、働き方改革をはじめとする様々な社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出を図るため、多様なプレイヤーのコラボレーションを支援し、WITHコロナ・POSTコロナ時代の新たな成長産業を創生する。
- 7. 中小企業共同型ものづくり支援事業費【継続】140,000千円**
IoT技術を駆使して、受注・設計・生産状況などの「情報の共有化」、機械の共同利用や遊休機械の利活用などの「工作機械の共有化」、またはその組み合わせ等により中小企業同士の連携・一体化を促進するため、その実現に向けた取組を計画策定段階から実施段階に至るまで一貫して支援する。
- 8. 次世代地域産業推進事業費【継続】50,000千円**
IPS、AI等、今後の経済成長に不可欠な最先端技術分野において、国の研究機関や大学、中小企業、ベンチャー等が参画する産学公連携プロジェクトを育成し、オープンイノベーションの更なる推進により、新産業の創出、府内経済の活性化を図る。
- 9. 京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業費【継続】417,900千円**
事業計画段階から本格展開までを一貫支援するパッケージ型の支援制度を伴走型支援の下で展開することで、地域の企業が成長する環境をつくり、地域経済を牽引する企業を育成する。
- 10. 小規模企業等経営基盤強化支援事業費【継続】100,000千円**
人手不足等に起因する生産上の課題解決、WITHコロナ・POSTコロナ時代の社会経済環境に対応するため、部材の内製化や販売方法の見直しなどに取り組む小規模企業・中小企業を支援し、その経営基盤の強化を図る。

11. **京都クロスメディアパーク整備事業費【継続】78,700千円**
映像を核としたクロスメディア産業の育成と府内への波及を図るため、産学公で設置した「京都クロスメディアパーク推進会議」のもと、拠点の整備、人材育成、国際ネットワークの形成等、府内に波及効果をもたらす事業を総合的に展開する。
12. **北部産業活性化推進事業費【継続】104,697千円**
北部産業創造センター及び丹後・知恵のものづくりパークを核に、北部地域における中小企業の技術の高度化やものづくり人材の育成、新分野展開に向けた取組等を支援する。
13. **丹後・知恵のものづくりパーク機能強化事業費【継続】9,194千円**
府北部地域におけるものづくり産業の支援を担う中核拠点として、「丹後・知恵のものづくりパーク」の機能を強化し、地域の課題である製造業の人材育成等を推進する。
14. **企業連携型ビジネス構築事業費【新規】220,000千円（再掲）**
WITHコロナ・POSTコロナ時代における市場や産業構造の変化に対応するため、業種の垣根等を越えた企業グループの形成から新ビジネスの創出に至るまでをパッケージ型で支援する。
15. **スマートけいはんな活動強化事業費【新規】40,000千円（再掲）**
けいはんな学研都市において、スマートシティ・スーパーシティの実現に向け、「スマートけいはんなプロジェクト」の取組を強化する。
16. **伝統産業統合支援事業費【継続】50,000千円**
伝統産業の生産基盤を支えるために行う設備類の新設・改修及び道具類の確保等を支援する。
17. **匠の公共事業費【継続】19,900千円**
「伝統と文化のものづくり産業振興条例」に基づき、和装・伝統産業の基盤づくりを積極的に推進する。
18. **次世代職人育成事業費【継続】64,060千円**
伝統産業の若手職人を育成するため、新たなものづくりが生まれる京都職人工房を運営するとともに、商品開発及び国内外の販路開拓までを伴走型で一貫支援する。
19. **京都作家マーケット開拓支援事業費【継続】200,000千円**
国際的なアート展を開催し、国内外の美術関係者と京都の作家とのマッチングなど、作家のステップアップに繋がるマーケットを開拓する。
20. **伝統産業産地再構築事業費【新規】25,000千円（再掲）**
危機克服会議での意見を踏まえ、長年の課題であった産地の構造改革を目指し、産地間の連携や世界市場を見据えた新たな生産、流通体制を構築するとともに、コロナによる影響を受ける産地の現状を打開するための取組を支援する。
21. **京都産業立地促進事業費【継続】1,915,466千円**
「京都府企業立地促進条例（略称）」及び「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」に基づき、税の特例措置や「雇用のための企業立地促進融資制度」による低利融資制度と併せて、本補助制度を効果的に活用することにより、企業等の誘致を促進し、雇用の安定・創出と地域の特性を生かした産業の集積を図る。
22. **京都舞鶴港日本海側拠点機能推進費【継続】1,024,718千円**
京都舞鶴港において、国際コンテナ航路拡充、国際フェリー航路利用促進、外航クルーズ船誘致等、ソフト・ハード一体となった事業を推進する。
23. **「Kyoto Japan」海外戦略プロジェクト費【継続】58,801千円**
ジェットロ海外事務所や京都倶楽部等による海外ネットワークを確立し、京都海外ビジネスセンターを拠点に、海外販路開拓や外資誘致などを戦略的に推進する。

24. **けいはんな「スマート京都」推進事業費【継続】200,032千円**

けいはんな学研都市において、スマートシティ・イノベーションシティの構築に向けた取組を展開する。

■ **雇用対策・人材育成関係**

25. **子育てにやさしい職場づくり事業費【継続（一部新規）】121,390千円（再掲）**

テレワーク、育休等、社会の変化の兆しを捉えて、子育てにやさしい職場環境づくりをさらに推進する。

26. **障害者雇用サポート強化事業費【継続】255,804千円**

共生社会の実現に向け、障害者の相談から就職・定着までの一貫した就職支援の推進に加え、企業での働きやすい職場環境の整備や定着を促進する事業を実施する。

27. **WITHコロナ雇用ミスマッチ対策事業費【一部新規】175,037千円**

コロナ離職者等の就業支援として、求人開拓・企業のニーズ調査のための企業訪問、マッチング機会の提供に加え、離職防止・雇用維持のための支援として、働きやすい職場づくりや従業員定着支援セミナー等を実施する。

28. **京都ジョブパーク推進費【継続】317,803千円**

京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークにおいて、若年者をはじめ、就職氷河期世代の方、中高年齢者や女性、障害者等を対象に、ハローワークと一体となって、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する。

29. **就職氷河期世代雇用支援総合対策事業費【継続】122,823千円**

国の就職氷河期世代支援プログラムとも連携し、就職氷河期世代の方が希望に応じた就業ができるよう、きめ細やかな就業支援を実施する。

30. **STOP氷河期・学生就職応援事業費【新規】58,302千円（再掲）**

第2の就職氷河期世代を生み出さないため、新卒高校生・大学生の「徹底した就職機会の確保」と「早期離職防止・定着、速やかな再就職支援」を柱に、府内企業との出会いの場の創出と、教育現場と連携した定着・再就職支援の仕組みを構築する。

31. **非正規雇用女性就労促進事業費【新規】334,350千円（再掲）**

新型コロナウイルス感染症の影響で特に非正規雇用の女性の解雇・離職が増加する中で、「働きたいのに働けない」「働くことを仕方なく諦めた」といった方への相談から就労までのサポートを実施する。

32. **就労・奨学金返済一体型支援事業費【継続】27,500千円**

中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業を支援する。

33. **多文化共生・外国人材活躍促進事業費【継続】31,805千円**

研究者等の高度外国人材や介護・農業など特定技能外国人、留学生など多様な外国人材が安心して活動し暮らせるための受入体制を構築し、多文化共生の推進から人材確保まで、オール京都でサポートする。

34. **多様な働き方・テレワーク推進事業費【新規】71,000千円**

テレワークの導入・定着をはじめ、誰もが働きやすい職場づくりの推進に取り組む府内中小企業を支援するため、京都経済センター内に「京都府多様な働き方・テレワーク推進センター（仮称）」を設置し、WITHコロナ社会に対応した企業の就労環境整備を推進する。

35. **京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト事業費【継続】426,895千円**

長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組が求められる中、京都産業の中核を担うものづくり産業等において、人材確保と産業活性化の好循環を創出する。

36. **京都未来塾事業費【一部新規】88,000千円**

新型コロナウイルスによる経済的な影響（解雇・雇い止め・内定取消・採用延期など）を受けた求職者を一定期間雇用し、研修と企業実習を組み合わせた訓練コースを実施するとともに、非正規雇用であった女性のための訓練コースを新たに設け、正規雇用に繋げる取組を推進するためのきめ細やかな支援体制を強化する。

37. **生涯現役活躍人材育成支援プロジェクト事業費【新規】92,257千円（再掲）**

WITH・POSTコロナ社会で必要とされる能力の変化や人生100年時代の到来を見据え、生涯現役クリエイティブセンターを設置し、主に大企業・中堅企業の在職中のミドル・シニア層を対象に人手不足分野等への労働移動や地域貢献に資する人材を育成し、生涯学び・働き続けることのできる社会の実現を目指す。

■ **観光関係**

38. **「もうひとつの京都」情報発信事業費【継続】9,838千円**

東京をはじめ全国から観光客を「もうひとつの京都」へ呼び込むため、情報発信の強化、受入環境の整備を推進する。

39. **「もうひとつの京都」ブランド化推進事業費【継続】31,330千円**

「もうひとつの京都」の魅力を国内外へ発信するとともに、国内外からの旅行者や地域住民が「もうひとつの京都」を体感できる環境整備を進める。

40. **「京の七夕」・「京都・花灯路」連携府域周遊事業費【継続】10,000千円**

「京の七夕」及び「京都・花灯路」と連携・連動した事業を府域で展開することにより、府域への周遊観光を促進する。

41. **京都・かぐや姫観光推進事業費【継続】171,601千円**

世界的観光都市・京都市に近接し、多くの歴史・文化遺産、自然等の資源を有する乙訓エリアを「竹の里・乙訓」をテーマに、「京都・かぐや姫観光」を推進する。

42. **インバウンド対策事業費【継続】86,598千円**

新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド回復に向けて、インターネット等オンラインによる手法を活用したプロモーションを実施する。

43. **「食の京都」推進事業費【一部新規】105,300千円**

府域共通の観光資源でもある「食」を目的とした観光誘客を促進するため、「食の京都」をキーワードに地域のいちおし食材等を活用した地域の魅力向上・消費地での認知度向上を図る。

44. **文化観光推進事業費【継続】4,000千円**

これまで取り組んできた文化財を活用した観光誘客をさらに発展させ、京都ならではの本物の文化を体験できる文化観光を推進する。

45. **ミニMICE等誘致促進事業費【継続】4,000千円**

学会等大規模なものだけでなく、会議や招聘旅行等小規模なMICE（ミニMICE）や、農家民宿等地域資源を活用した多様なMICEを京都府域へ誘致する。

46. **地域の魅力を活かした観光振興事業費【新規】60,000千円（再掲）**

府内の各地域の魅力をSNS等の主観的データや、位置情報の人流データ等の分析により再発見するとともに、これらを活用できる観光関連事業者を育成し、地域の本物の魅力を活かした持続可能な京都観光を実現する。

■ 新型コロナウイルス感染症緊急対策

令和2年度2月補正予算

47. 新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費【継続】20,300,000千円

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、府の営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対して、京都府緊急事態措置協力金を支給する。

48. 新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費【継続】31,868,000千円

緊急事態宣言の延長及びその後の新しいステージへの移行に伴い、営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対する協力金に必要な予算を増額する。

49. 「観光・伝統・食関連」産業連携事業緊急支援費【新規】500,000千円

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大によって、深刻な打撃を受ける観光、伝統、食関連産業がコロナ禍での難局を乗り越えるために、複数企業が連携して行う工夫を凝らした取組を支援する。

50. 京の修学旅行3密防止対策等支援事業費【継続】169,000千円（再掲）

WITHコロナ時代における安心・安全なおもてなしのために、修学旅行中の3密解消に要する取組等を支援する。

令和3年度2月補正予算

51. 新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費【継続】7,280,000千円

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、府の営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対して、協力金を支給する。

52. 「京の飲食」安全対策向上事業費【新規】1,000,000千円（再掲）

飲食時の感染リスク低減に向けて、京都の飲食店における安全対策を向上させるため、ハードとソフトの対策を組み合わせるワンランクアップする取組を、飲食店・業界団体と協働してオール京都で推進する。

令和3年度4月補正予算（専決処分）

53. 新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費【継続】10,604,000千円

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、府の営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対して、協力金を支給する。

令和3年度4月補正予算（4月16日提案分）

54. 新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費【継続】16,100,000千円

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、府の営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対して、協力金を支給するとともに、飲食店等への感染防止対策に係る協力状況等の調査を実施する。

令和3年度4月補正予算（4月30日提案分）

55. 新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費【継続】16,100,000千円

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、休業や営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対して、協力金を支給するとともに、外出自粛及び路上飲酒等に対し、京都市域での見回りや府域全域での街頭啓発を実施する。

56. 「京の飲食」安全対策向上事業費【継続】750,000千円（再掲）

飲食時の感染リスク低減に向けて、これまで進めてきた飲食店等における安全対策の取り組みを、商店街やショッピングモールなどの店舗にも拡大するなど、ハードとソフトの対策を組み合わせるワンランク上の安全対策を面的に拡大する。

57. **丹後織物新分野展開促進事業費【新規】10,000千円（再掲）**
コロナ禍で厳しい状況にある丹後織物の新たな市場開拓を図るため、丹後織物工業組合中央加工場における、抗菌抗ウイルス加工技術等を活かした生地の高付加価値加工に向けた設備導入や業務効率化を支援する。
58. **観光人材緊急雇用シェアリング事業費【新規】10,000千円（再掲）**
緊急事態措置の実施による外出自粛等により影響を受ける観光関連産業等の従事者を中心に、短期的な雇用のシェアリングを支援し、失業の防止・雇用の維持を図る。

令和3年度5月補正予算

59. **新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費【継続】34,904,000千円**
新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、休業や営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対して協力金を支給する。
60. **食品卸・小売業組合緊急支援事業費【新規】45,000千円（再掲）**
新型コロナウイルス感染症の拡大により、飲食店の時短営業等の影響を受け、大きく売上げが減少している酒類や食材等を納入する事業者の組合が行う共同事業等を支援する。
61. **京都未来塾事業費【継続】70,000千円（再掲）**
新型コロナウイルス感染症による経済的な影響（解雇・雇い止めなど）を受けた求職者を一定期間雇用し、研修と企業実習を組み合わせた訓練コース等の実施により、府内中小企業の未来を担う人材を育成するとともに、正規雇用に繋げる取組を推進するためのきめ細やかな支援体制を強化する。
62. **観光関連人材緊急就労支援事業費【新規】62,000千円（再掲）**
新型コロナウイルス感染症による経済的な影響（解雇・雇い止めなど）を受けた観光関連産業の非正規雇用労働者等を短期間雇用し、研修と企業実習を組み合わせた訓練コースを実施するとともに、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、人手不足に悩む府内中小企業等での就労を促進することで、離職者等の生活の安定を図る。
63. **就労環境改善緊急応援事業費【新規】20,000千円（再掲）**
京都未来塾事業等で訓練を受けた人材を雇用する企業の就労環境改善を図ることで、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響（解雇・雇い止めなど）を受けた求職者の雇用確保と就労環境改善をパッケージで支援する。
64. **専門的技術人材緊急養成事業費【新規】40,000千円（再掲）**
新型コロナウイルス感染症による経済的な影響（解雇・雇い止めなど）を受け、離職を余儀なくされた求職者を一定期間雇用し、人手不足が顕著な業界における専門的な技術に関する研修を行うことで、離職者等の生活の安定と専門的技術人材の育成を図る。
65. **地域雇用再生緊急対策事業費【新規】125,000千円（再掲）**
産業施策と一体となって、企業の業種転換や多角化による雇用確保や、求職者のキャリアチェンジやキャリアアップを伴う再就職等を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域雇用の再生を図る。
66. **宿泊施設事業継続緊急支援事業費【新規】500,000千円（再掲）**
新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある宿泊事業者の感染防止対策の強化や新たな事業展開の実施を支援する。

IV 参考

1 商工労働観光部の所管条例

(1) 京都府中小企業応援条例の概要

第1章 総則 （第1条～第3条）
■ 目的 （第1条） 中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の経営の安定等に関する施策を総合的に実施し、中小企業の振興を図る。
■ 中小企業の振興のための基本方針 （第2条） 中小企業の振興を図るため、次に掲げる施策を総合的に実施 ① 中小企業の経営の安定、再生及び承継に関する施策 ② 中小企業の成長発展の促進に関する施策 ③ 中小企業の知的財産等の創造、保護及び活用に関する施策 ④ 中小企業を支える人材の育成・技術の継承等に関する施策
■ 中小企業の状況に応じた総合的な支援 （第3条） 関係機関との連携し、中小企業が行う多様な取組に対して総合的な支援
第2章 中小企業の経営の安定、再生及び承継 （第4条～第6条）
○ 融資をはじめとする経営基盤の強化等に関する支援（第4条） ○ 商工会等と連携した経営相談等の実施（第5条） ○ 中小企業が取り扱う業務情報の安全管理等に対する支援（第5条の2） ○ 経営の安定等のための取組に対する補助金の交付（第6条）
第3章 中小企業の成長発展の促進
第1節 研究開発等事業計画の認定及び支援 （第7条～第12条） ○ 中小企業者が作成する研究開発等事業計画の認定等
◇ 対象者：中小企業等経営強化法に規定する中小企業者又は有限責任事業組合 ◇ 研究開発等事業：新たな技術の研究開発等に関する事業（具体的内容は規則で規定） ◇ 計画に掲げる事項：事業の目標、内容、実施期間、必要な資金の額及びその調達方法等 ◇ 認定の基準：新規性、実現性等を考慮し規則で規定
○ 認定研究開発等事業の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（10分の9軽減） ○ 不均一課税適用にあたっての取扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等） ○ 円滑な計画実施のための補助金、融資等の実施
第2節 創業等の促進のための事業環境の整備 （第13条） ○ 研究開発等に必要施設の提供、販路開拓支援等の実施
第4章 中小企業における知的財産等の活用等の促進 （第14条・第15条）
○ 知財の活用等促進、知財を活用した融資等の実施 ○ 知恵の経営の支援
第5章 中小企業を支える人材の育成等 （第16条・第17条）
○ 人材の育成・確保、技術継承等のための支援の実施 ○ 表彰
第6章 雑則 （第18条～第19条）
○ 財政上の措置 ○ 規則委任
附 則
○ 平成19年4月1日施行 ○ 第7条から第12条まで及び第15条の規定は、令和4年3月31日限りで失効 ○ 規定失効後の不均一課税の経過措置

(2) 京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例の概要

前文
日本の伝統と文化を支え、世界に誇る府民の貴重な財産である伝統と文化のものづくり産業が、伝統的な技術等の保存や継承しながら、伝統を生かした生活文化を創造する産業として発展することが期待されていることから、府、事業者及び府民が力を合わせて伝統と文化のものづくり産業の振興を図るための基本理念を定めるとともに、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、関係市町村との連携を図りつつ、特に伝統と文化のものづくり産業の多くが集積する京都市と協調して、条例を制定する。
第1章 総則（第1条～第5条）
■ 定義 「伝統と文化のものづくり産業」とは、京都の伝統と文化にはぐくまれ、伝統的に使用されてきた素材、技術又は意匠を用いて伝統と文化を支えるものを作り出す産業
■ 基本理念 府、伝統と文化のものづくり産業にかかわる事業者及び府民が、それぞれの役割を果たしながら、次に掲げる取組を一体となって推進 (1) ひとつづくり 伝統的な技術を継承。次代を担う人材育成 (2) ものづくり 時代に適合したものづくり (3) 環境づくり 伝統を生かした生活文化の創造。需要基盤の拡大
■ 責務等
【府】 ○ 伝統と文化のものづくり産業振興施策の総合的な推進 ○ 産業の特性及び技術者の重要性を配慮 ○ 工芸品等の活用
【事業者】 ○ 技術、人材等生産基盤の保持 ○ 伝統素材、技術、意匠を生かした新たなものづくり ○ 伝統を生かした生活文化の提案、普及。需要基盤の形成 ○ 消費者への情報提供
【府民】 ○ 伝統と文化のものづくり産業に対する理解促進 ○ 工芸品などの日常生活への取り入れ
第2章 基本的な施策（第6条～第16条）
【人づくり】 技術保存・継承、次代を担う人材の育成のための施策の実施 【ものづくり】 伝統素材、技術又は意匠の新分野への活用等による新たなものづくりを推進するための施策の実施 【環境づくり】 府民が産業への理解を深め、伝統を活かした新たな生活文化を創造するための施策及び観光旅行者等が関心を高めるための施策の実施 《京もの指定工芸品及び京もの技術活用品》 伝統的な技術、技法等を用いて製造される工芸品等を指定 《京もの認定工芸士、京の名工及び表彰》 京もの指定工芸品の製造に従事し又は特に優れた技術を有し、一定の要件を備える者に称号の授与、及び伝統と文化のものづくり産業の振興及び発展に寄与した者を表彰 《伝統食品等》 伝統食品等に関して指定及び称号を授与 《補助金》 伝統と文化のものづくり産業の集積等による振興を図るための補助金の交付
第3章 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会等（第17条・第18条）
○ 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会の設置 ○ 府民、事業者と一体となった推進組織の整備
第4章 雑則（第19条）
規則委任
附 則
平成17年10月18日施行

(3) 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の概要

第1章 総則（第1条・第2条）

■ **目的**

府内において雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るため、市町村、関係機関等と連携しながら、税の特例措置、補助金、融資等の施策を総合的に実施することにより、ものづくり産業等（①製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業②製造業に属する事業に類する事業（規則で定めるもの）及び③地域の特性を生かした産業）の集積を促進

■ **基本方針**

府の経済の特性、地域の特性等に応じた企業等の立地促進、安定した雇用及び障害者雇用の促進等について基本指針を定め、この条例に規定する施策を総合的に実施

第2章 ものづくり産業等の集積を促進するための施策の推進（第3条～第9条）

- ものづくり産業等集積促進地域の指定
- ものづくり産業等集積促進地域に立地するものづくり産業等に対する不動産取得税の不均一課税（1／2軽減）
- 不均一課税適用に当たっての取り扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等）
- ものづくり産業等の集積を促進するための補助金、融資等の実施
- 特定業務施設等の府内への移転等の促進（特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（1／2軽減）

第3章 特定産業の集積を促進するための施策の推進（第10条～第11条）

- 特定産業集積促進計画の策定
地域を特定して、一層の集積が必要と認めるものづくり産業等以外の産業の業種、その集積の促進及び振興を図るために実施する施策、効果等について知事が策定
- 特定産業の集積を促進するための補助金、融資等の実施

第4章 雑則（第12条）

- 規則委任

附 則

- 平成14年4月1日施行
- 令和4年3月31日限りで失効
- 不均一課税の経過措置

(4) 京都府若者の就職等の支援に関する条例の概要

第1章 総則（第1条～第6条）

■ 目的

若者（15歳以上35歳未満の者をいう。）の雇用の安定と職業能力の向上を図り、もって福祉の増進と社会及び経済の発展に寄与する。

■ 責務

府＝施策の総合的な策定・実施及び策定・実施に当たって関係者と連携・協働
若者＝その能力の開発・向上に自主的かつ主体的に努める。
事業主＝臨時雇用等で雇用する場合を除き、正規雇用による安定した雇用の確保・職場定着を図り、若者がその能力を有効に発揮することができるよう努める。

■ 実施方針

若者就職支援施策等を実施するための方針を策定

第2章 若者就職支援施策等

第1節 若者の就職の支援施策（第7条）

- 基礎的な知識等を習得するための講習、実習等に関する施策の実施
- 職業訓練、職業指導及び職業紹介その他必要な施策を実施
- 実施に当たっては、①関係者との連携・協働、②若者の状況に応じたものとする
こと、③若者が社会生活・職業生活を円滑に営む上での困難を有している場合には、基礎的な能力の開発・向上を図るために必要な支援を講じることに配慮する。

第2節 基礎的就職支援事業の支援に関する施策（第8条～第15条）

- 基礎的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※基礎的就職支援事業＝職業生活において自立しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活に必要な基礎的な知識等を習得するための講習、実習等を行うことにより、就職に係る支援を講じる事業

- 基礎的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

第3節 実践的就職支援事業の支援に関する施策（第16条・第17条）

- 実践的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※実践的就職支援事業＝職業生活においてその能力を発揮しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活における自立を図るための実践的な職業能力の開発及び向上を促進することにより、就職に係る支援を講じる事業

- 実践的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

第4節 若者の職場への定着の支援に関する施策（第18条）

- 事業主に対する職場環境の改善に資する講習会の開催等、職場環境に関する若者からの相談への対応
- 基礎的・実践的就職支援事業による支援を受けた若者を雇用した事業主の認証制度の整備等

第5節 キャリア教育の推進に関する施策（第19条）

- 学校に在学する児童・生徒・学生の職場体験学習・インターンシップの実施
- 労働に関する法令に関する知識の付与

第3章 京都府若者就職等支援審議会（第20条）

- 京都府若者就職等支援審議会の設置

第4章 雑則（第21条～第23条）

- 35歳に達する日の前日において現に就職支援を受けている者であって、35歳に達した日以後も引き続き支援を希望するものには、必要な支援を講じる。
- 財政上の措置
- 規則委任

附 則

平成27年7月28日施行

(5) 京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例の概要

(健康福祉部と共管)

■ 目的(第1条)

国内外からの観光旅客の増加に伴い、安心・安全な宿泊施設の確保が課題となっていることに鑑み、法の趣旨を踏まえ、住宅宿泊事業の適切な実施の確保に必要な事項、住宅宿泊事業の実施の促進に関する施策その他必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するとともに、観光旅客の宿泊に関する利便性を高めることでその来訪及び滞在を促進し、もって府民生活の安定向上及び府民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

■ 定義(第2条)

■ 届出住宅の届出番号等の公表(第3条)

■ 衛生措置の基準(第4条)

- 宿泊者が利用する飲食器具、寝具等は、常に清潔にし、定期的に消毒すること。
- 浴衣、敷布、布団カバー等は、宿泊者ごとに洗濯したものと交換すること。等

■ 宿泊者名簿に記載すべき事項等(第5条)

- 宿泊日、宿泊者の氏名、住所、職業及び年齢等を記載すること。

■ 住宅宿泊事業の実施の制限(第6条)

- 市町村ごとに住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を規定

制限区域	制限期間
住居専用地域	観光客が集中する時期
学校等(幼保～高)周辺区域	授業等の実施期間

■ 住宅宿泊事業者の努力義務(第7条)

- 当該届出住宅の近隣に居住する者に対し、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該届出住宅が住宅宿泊事業の用に供するものであることについて説明すること。
- 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備すること。
- 対面又はこれと同等の効果を有するものとして規則で定める方法により、宿泊者の氏名、住所及び職業を確認すること。

■ 委託届出住宅についての特例(第8条)

■ 住宅宿泊事業の実施の促進に関する施策(第9条)

- 府は、届出住宅の宿泊者及びその近隣に居住する者の安心・安全の確保に配慮した住宅宿泊事業の実施を促進するため、届出住宅を認証する制度を設けるものとする。

■ 住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する指導又は助言(第10条)

■ 適用除外(第11条)

- 京都市の区域については、この条例の規定は、適用しない。

■ 規則委任(第12条)

附 則

平成30年6月15日施行。(一部、平成30年3月15日施行。)

2 商工労働観光部所管の主な計画

名 称	主 な 内 容
京都府就業支援・人材確保計画	雇用情勢の変化を踏まえ、中小企業等における人材確保・定着や若者の正規雇用の確保に向けオール京都での人手不足対策を強化し、京都ジョブパークのあり方や国との新たな連携方策、長時間労働の是正等による就労環境の改善、人材育成、多様な働き手の支援等の施策を推進
京都府障害者雇用促進・定着支援計画 ～はあとふるプラン～	平成30年の法定雇用率の見直しや精神障害者の雇用率算入を踏まえ、各企業に応じたオーダーメイドの支援など「京都障害者雇用企業サポートセンター」の機能強化による障害者雇用実現の早期化、はあとふる認証企業のメリット拡大など認証制度の活用・充実、農福連携による地域産業の担い手育成等の施策を推進
京都府観光総合戦略	観光を入口とした地域活性化や京都産業全体の好循環、地域社会との共生を目指すとともに、ものづくりや農林水産業など、観光を幅広い産業の土台となる総合政策として位置づけ、広域連携による観光周遊の強化や文化資源の活用、観光を支える人材の確保・育成、多様な宿泊施設の立地促進等の施策を推進
第10次職業能力開発計画	本計画は「京都の特色を活かした人づくり戦略」として、観光や伝統産業、ものづくり等「京都ならではの産業界のニーズ」を捉えた人材育成を強化するとともに、若年者、女性、中高年齢者、障害者、非正規雇用労働者など、一人ひとりの能力を高め、その能力を存分に発揮できる「全員参加の社会と人材の最適配置」の実現を目指して、職業能力開発施策を推進